

生活保護法施行令(昭和25年 政令第148号)＝抄＝

第1条～第3条 (略)

(政令で定める機関)

第4条 法第49条に規定する病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
- 二 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)又は同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)

(法第49条の2第2項第3号に規定する政令で定める法律)

第4条の2 法第49条の2第2項第3号(同条第4項(法第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。)、法第49条の3第4項、第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- 二 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
- 三 栄養士法(昭和22年法律第245号)
- 四 医師法(昭和23年法律第201号)
- 五 歯科医師法(昭和23年法律第202号)
- 六 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
- 七 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
- 八 医療法(昭和23年法律第205号)
- 九 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
- 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
- 十一 社会福祉法
- 十二 薬事法(昭和35年法律第145号)
- 十三 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
- 十四 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- 十五 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
- 十六 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
- 十七 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
- 十八 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
- 十九 介護保険法
- 二十 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)

- 二十一 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）
- 二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- 二十三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- 二十四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）

（法第51条第2項第8号に規定する政令で定める法律）

第4条の3 法第51条第2項第8号（法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 児童福祉法
- 三 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
- 四 栄養士法
- 五 医師法
- 六 歯科医師法
- 七 保健師助産師看護師法
- 八 歯科衛生士法
- 九 医療法
- 十 身体障害者福祉法
- 十一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 十二 社会福祉法
- 十三 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
- 十四 薬事法
- 十五 薬剤師法
- 十六 老人福祉法
- 十七 理学療法士及び作業療法士法
- 十八 柔道整復師法
- 十九 社会福祉士及び介護福祉士法
- 二十 義肢装具士法
- 二十一 介護保険法
- 二十二 精神保健福祉士法
- 二十三 言語聴覚士法
- 二十四 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）
- 二十五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 二十六 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 二十七 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(指定医療機関の指定の更新に関する読替え)

第4条の4 法第49条の3第4項の規定により健康保険法第68条第2項の規定を準用する
場合においては、同項中「保険医療機関（第65条第2項の病院及び診療所を除く。）又は保
険薬局」とあるのは「生活保護法第50条第1項に規定する指定医療機関」と、「前項」とあ
るのは「同法第49条の3第1項」と、「同条第1項」とあるのは「同法第49条の2第1項」
と読み替えるものとする。

【参考】上記により読み替えた健康保険法第68条第2項

(保険医療機関又は保険薬局の指定の更新)

第68条

2 生活保護法第50条第1項に規定する指定医療機関であつて厚生労働省令で定めるものについ
ては、同法第49条の3第1項の規定によりその指定の効力を失う日前6月から同日前3月までの間
に、別段の申出がないときは、同法第49条の2第1項の申請があつたものとみなす。

(医療に関する審査機関)

第5条 法第53条第3項（法第55条の2において準用する場合を含む。）に規定する医療に
関する審査機関で政令で定めるものは、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第12
9号）に定める特別審査委員会とする。

以下（略）